

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件 名 令和5年度中学校（東部・西部ブロック）英語指導助手配置派遣業務
令和5年度中学校（南部・北部ブロック）英語指導助手配置派遣業務

2 履行期限 令和5年4月1日から令和6年3月31日までのうち202日間

3 履行場所 横浜市立中学校142校、教育委員会事務局教育課程推進室ほか

4 業務目的 横浜市立中学校に英語指導助手を配置し、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ることを目的としています。

5 業務概要 令和5年度中学校英語指導助手配置派遣業務仕様書のとおり

6 契約条件

(1) 契約方法

ア 契約区分

単年度の数量概算契約とします。

イ 発注方法

派遣契約の締結をします。

ウ 契約約款

「委託契約約款」を適用します。

(2) 検査方法

業務実施報告書の提出等によって行います。

(3) 支払方法

履行検査・確認後、月ごとの部分払いを行います。

(4) 業務量

令和5年度中学校（東部・西部ブロック）英語指導助手配置派遣業務
最大13,534（日）とします。

令和5年度中学校（南部・北部ブロック）英語指導助手配置派遣業務
最大15,150（日）とします。

（令和5年度予算編成の過程で変更となることがあります。また、この業務は令和5年度予算案が横浜市会で議決されることを停止条件とする業務です。予算の議決がなされない場合は、業務は実施されません。）

(5) 令和3・4年度横浜市有資格者名簿に登載されていない場合は、契約することができません。